

# A Reconsideration of so-called "The Cession of Minama Four Agatas"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24291">https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24291</a>

いわゆる「任那四県割讓」の再検討

熊谷公男

## 問題の所在

『日本書紀』繼體紀六年（五一二）十二月条には、百済からの使者が「調」を「貢」し、「任那国上哆唎・下哆唎・婆陀・牟婁四県」の割讓を請願してきたのに対し、「哆唎国守」穗積押山がこれに口ぞえして、いまは四県を百済に「賜」う方が得策だと奏上し、大連の大伴金村もこれに同意したので、百済の請願のままに四県を讓つたという記事が載せられている。いわゆる「任那四県割讓」の記事である。

大和朝廷による任那の植民地支配が事実と考えられていた時期には、この記事が文字どおりに事実とみて、大和朝廷が植民地「任那」から撤退するきっかけとなった事件で、大きな失政ととらえられることが一般的であった。たとえば、末松保和氏は「任那の衰退を殆ど決定的なものにした所謂四県の割讓」と評価しているし、石母田正氏も「武寧王は……五一二年、任那の四県、すなわち全羅南道の四半分にあたるといわれる広大な地域の割讓を日本に要請してきた。百済を救援し得ず、現地では吉備田狹臣のような叛乱がおこり、派遣諸将の内訌や相殺があいつぎ、軍紀も弛緩してしまっていた日本にとって、この要請をこばむことはできなかった」とし、これを「朝鮮支配の危機」とみた。

大和朝廷による任那の植民地支配、説の崩壊とともに、「任那四県割讓」についての右のごとき評価も影をひそ

めていったのは当然の成り行きであり、『日本書紀』（以下、『書紀』と略す）のこの記事に検討が加えられることもほとんどなくなってしまった。こうした研究動向のなかで、田中俊明氏が、『書紀』で「任那四県割讓」のすぐあとの継体紀七十年の諸条と同二十三年三月条とに掲げられている己汶・帶沙をめぐる百済と伴跋・加羅の抗争事件（以下「己汶・帶沙紛争」とよぶ）に関する史料の詳細な検討をおこない、新しい見解を提示したことは注目すべき成果であろう。氏によって伴跋とは高靈の大加耶にほかならず、これらの記事は蟾津江上流域の己汶と、同じく蟾津江の下流域に比定される帶沙（≡多沙）をめぐる百済と大加耶連盟との抗争の記録であることが明らかにされたのである。これを百済の側からみれば、この時期百済が推進していた南進策の成果ということになるが、百済が加耶西端の蟾津江流域に進出するためには、当然、西に隣接する全羅南道地域の確保が重要な意味をもつ。それに相対する可能性のある事件が、『書紀』が己汶・帶沙紛争がはじまる前年に掲げている「任那四県割讓」ということになつてくるのである。

田中氏は、右のごとき研究成果のうえにたつて、さらに「任那四県割讓」の再評価を試みている。すなわち田中氏によれば、『書紀』に「記されているとおりに、それまで倭が帰属している土地あるいは倭が帰属に対する決定権を持っていた四県を、この時になつて百済に割讓した、ととらえる必要はない。この記事自体は、史料的に孤立したもので、傍証もないかわりに、反証もない。しかし、この翌年の継体七年から一〇年に至る、いわゆる「己汶・帶沙事件」……には、倭が百済に己汶の地を賜与した、と記しているのであるが、それが事実ではなく、『日本書紀』によつてつくりあげられた虚構であることが明らかなのである。『日本書紀』はこのように、倭に領有権も帰属決定権もない地域

について、あたかもそれがあるかのように記しているのである。そうした例をもとに考えれば、このいわゆる「任那四県割讓記事」も、現実には、百済がその地を實力をもつて獲得したということであろう」とし、「四県」の地名比定には問題が残るものの「およそ全南地域のどこかを指していることはまちがいないであろう。そして、そうであれば、このいわゆる「四県割讓」が、百済の全南地域に対する、領域化の最終段階の一端を記録したものと考へてさしつかえない。ここになお含まれない地域を想定すれば、百済は、五世紀の末から六世紀のなかばにかけて、全南地域全域を領有していったのであつた」として、「任那四県割讓」を百済が六世紀前半に推進した全南・慶南方面への進出策のなかに位置づけた。<sup>1)</sup>「任那四県割讓」記事は、新たな観点から再評価をされることになつたのである。

一方、「任那四県割讓」の舞台の地と思われる全南地域では、近年、前方後円墳（前方後円形墳・長鼓墳）の存在が明らかにになり、これまでに一〇数基が確認されている。それらは、一部は五世紀後半にまで遡るとされるが、大半は六世紀前半代に築造されたとみられ、しかもそれらが全南に集中的に分布するという興味深い現象が知られるようになった。まさに「書紀」が記す「任那四県割讓」と時期・地域ともにかさなることになる。

現在、朝鮮半島の前方後円墳に関しては、被葬者問題を中心に日韓の考古学・文献史学の研究者の間で活発な議論が展開されており、<sup>2)</sup>当該時期の日朝関係を考えるうえで重要な論点となつてゐる。

前方後円墳が集中的に分布する全南地域、とくに栄山江流域では、三世紀後半から六世紀前半にかけて独特な甕棺墓制が展開することが知られており、その間、この地域は加耶とも百済とも異なる独自の地域を構成していたことがひろく認められつつある。<sup>3)</sup>ところが六世紀半ばごろになると、この地域に百済の中央勢力の影響を強く受けた

横穴式石室の急速な普及がみられ、それにともなうて伝統的な独自の墓制や前方後円墳は姿を消してしまふ。このような墓制の変化は、近年では百済による全南地域の領域支配の実現との関係で考える見解が有力視されるようになってきた。

文献史学の側でも、五世紀の倭の五王の官爵にみえる「慕韓」（＝馬韓）を、当時なお全羅南道に存在していた馬韓の残存勢力と解する説が提示されているし、さらに「梁職貢図」百済国使条の「旁小国」や百済熊津時代の領域支配制度である二二檐魯制の検討からも、全南地域に百済の領域支配がおよぶのは六世紀に入ってからのことと考えられるようになってきている。<sup>8)</sup>

このように全南の柴山江流域は、原三国時代以降、六世紀前半にいたるまで、周辺から相対的に独立した地域を構成しており、この地域の諸集団は倭・加耶・百済などと活発に交流をしながら独自の政治社会・文化を保持していたことが知られるようになった。柴山江流域の勢力をめぐるこのような国際関係のあり方は、この地域の前方後円墳の被葬者問題においても十分に考慮されなければならない。たとえば、前方後円墳の副葬品には在地のものに加えて倭系・加耶系・百済系など複数の外来系文物が混在していることが一般的であるという指摘がされているし、<sup>9)</sup>近年、前方後円墳にともなうことが知られている円筒形土製品や横穴式石室<sup>10)</sup>が在地の古墳にも用いられていることが判明し、列島の古墳文化の墓制の構成要素が、少なくとも部分的には明らかに在地の墓制に受容されているという複雑な状況が明らかになってきた。前方後円墳の被葬者問題も、これを倭との関係のみで理解しようとするのは正しい研究方法とはいいがたく、柴山江流域勢力のこのような複雑な対外交流を十分にふまえたうえで検討される

必要があるのである。<sup>(1)</sup>

柴山江流域の前方後円墳の被葬者をめぐっては、日本の文献史学の研究者の間でも、たとえば朝鮮史の田中俊明氏が在地首長説を唱えているの<sup>(2)</sup>に対して、日本古代史の山尾幸久氏が倭系百済官僚説を主張するなど、いまだ見解の一致をみていないが、その根底には五世紀後半〜六世紀前半の時期の日朝関係、とくに倭の勢力が柴山江流域にどのようなにかかわっていたかということに関する認識の相違があると思われる。

こうして、近年の古代日朝関係史研究において五世紀後半〜六世紀前半の全南地域との関係が改めて脚光をあびることになった。ところがこの時期の全南地域に関する文献史料はきわめてとぼしい。そういうなかで『書紀』の「任那四県割讓」記事は、全南地域に関わるとみられる貴重な文献史料であるにもかかわらず、あまりにも研究が立ちおくられているといわざるをえない。古代国家の支配理念が露骨に表出した記事であるため、敬遠されてきたのはやむをえない面もあるが、近年、この地域と倭国の間に密接な関係のあつたことが明らかになってきたことをふまえて、改めて文献史学の側からこの史料を再検討してみることは無意味ではないであろう。

## 一 いわゆる「任那四県割讓」記事の史料的検討

まず最初に、『書紀』の「任那四県割讓」記事を掲げる。

A<sub>1</sub> 繼体紀六年(五二二)十二月条

(a)百済遣使貢調。別表請任那国上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁、四県。(b)哆唎国守穗積臣押山奏曰、此四県近連百済、遠隔日本。且暮易通、鷄犬難別。今賜百済、合為同国、固存之策、無以過此。然縱賜合國、後世猶危。況為異場、幾年能守。(c)大伴大連金村具得是言、同謨而奏。廼以物部大連鹿鹿火、宛宣勅使。物部大連方欲発向難波館、宣勅於百済客。其妻固要曰、夫住吉大神初以海表金銀之國、高麗・百済・新羅・任那等、授記胎中替田天皇。故、大后氣長足姫尊与大臣武内宿禰、每国初置官家、為海表之蕃屏、其来尚矣。抑有由焉。縱削賜他、違本区域。綿世之刺、詎離於口。大連報曰、教示合理、恐背天勅。其妻切諫云、称疾莫宣。大連依諫。由是改使而宣勅。付賜物并制旨、依表賜任那四県。(d)大兄皇子前有縁事、不聞賜國、晚知宣勅、驚悔欲改、令曰、自胎中之帝置官家之國、輕隨蕃乞、輒爾賜乎。乃遣日鷹吉士、改宣百済客。使者答啓、父天皇圖計便宜、勅賜既畢。子皇子豈違帝勅、妄改而令。必是虚也。縱是実者、持杖大頭打、孰与持杖小頭打痛乎、遂罷。(e)於是或有流言曰、大伴大連与哆唎国守穗積臣押山、受百済之賂矣。

この記事は、(a)～(e)の五つの部分に分けることができると思われる。それぞれの記事の内容をまとめるとつぎの通りである。

- (a) 百済が遣使・「貢調」して、任那国の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の「四県」(の割讓―筆者補)を願う。
- (b) 哆唎国守穗積押山がこれに口ぞえして、四県は百済に近接し、倭国からは遠く隔たっていて守りにくいので、

いわゆる「任那四県割讓」の再検討

百済に与える方が得策だと奏上する。

(c) 大伴金村も押山の意見に同意の旨を奏上する。四県割讓の許諾を百済使に伝える宣勅使に物部麁鹿火が任じられるが、麁鹿火の妻は神功皇后・応神天皇以来の半島政策の経緯を説き、宣勅使の役をやめさせる。その結果、別の人物が宣勅使に立てられ、要請どおりに任那の四県を賜わる。

(d) あとでこのことを知った勾大兄皇子（のちの安閑天皇）は、さきの宣勅を撤回しようとするが、百済使は聞き入れずに帰国する。

(e) 大伴金村と穗積押山は百済から賄賂をもらったという流言が立つ。

既述のように、近年、田中俊明氏はこの史料を再評価したが、それは必ずしもこの記事全体を検討した結果ではない。田中氏は「この記事自体は、史料的に孤立したもので、傍証もないかわりに、反証もない」とし、主として(a)の部分にみえる「四県」の地名の比定と氏自身の己汶・帶沙紛争に関する研究成果を援用して再評価をおこなったのである。これまで、この記事自体の全体的な検討をおこなった日本の研究者は、のちに取り上げるが、坂本太郎氏ぐらいではないかと思われる。「任那四県割讓」記事の史料的研究は、おどろくほど低調なのである。それはおそらく、記事中に百済や「任那」を倭国の蕃国視し、それらの地域の支配権があたかも、本来、倭王に帰属するかのような、露骨な日本本位の記述がみられることに加えて、記事中の四県の「上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁」という地名は百済系の史料によったとみられるものの、大半は日本側の原史料によつて記されたと考えられるため、その史料的価値がきわめて低くみられてきたことによると思われる。

筆者も、『書紀』のこのころまでの日本側の史料にもとづいた記事が、一般的に、百済三書などの百済系史料にもとづく記事にくらべて格段に史料的価値が劣ることは否定しがたいと思うが、それにしても「任那四県割讓」記事は検討に値しないほどその史料的価値は低く、「史料的に孤立したもので、傍証もないかわりに、反証もない」ものなのであろうか。筆者は、「任那四県割讓」は確かに日本側の史料を主体として選述された記事とみられるが、記事中に登場する「哆唎国守穗積押山」は、後述するように百済系史料である「百濟本記」にもみえる実在の人物であり、この人物を手がかりにすれば、必ずしも孤立した史料ではなくなるし、また日本本位の記述を修正したうえで、史料の系統の異同をふまえながら検討すれば、おぼろげながらある程度の事実を浮かび上がらせることは可能ではないかと考えるにいたった。そこで以下、本記事の検討を試みることにしたい。

最初にこれまでの研究を簡単にふり返ってみると、まず池内宏氏が「百濟側の材料を骨子として、それに潤色をほどこした形跡が顕著である。大連大伴金村が穗積押山の議に賛同し、大連物部麁鹿火が勅命を百濟の使者に伝える任をおびて難波の館にむかわんとしたということがごときは、日本側の所伝によったものであろうし、そのとき鹿鹿火の妻が夫をいさめ」た言葉は「書紀の編者の造作と認められる」と記事全体の史料的性格を概括しているのは、傾聴すべきところが少なくない<sup>14)</sup>。つぎに坂本太郎氏は、この記事はかなりの時間的経緯があつたできごとを圧縮して六年十二月条にかけたもので、「編修上の整理がごまごまと重ねられたものと思われる。その原史料には百濟本記もあれば、日本の記録もあつたらしい。このうちの勾大兄皇子に関する部分が旧辞風の伝承的な記録によつていらしい……が、物部麁鹿火に関する所なども同様であらうと思う」とし、『書紀』継体紀七年(五一三)六月条(後掲

史料B<sub>1</sub>に、穂積押山に関して「百済本記云、委意斯移麻岐弥」という注記があるのにA<sub>1</sub>にそれが無いのは、A<sub>1</sub>の穂積押山の名が日本側の史料によって示すこととしている。そうすると、B<sub>1</sub>が『百済本記』における穂積押山の初見史料ということになる。また百済系の原史料を用いた箇所については、「任那四県の一々の名称などは百済本記によるものであり、押山の、この地を百済に賜うことを得策とするあたりの百済本位の言説も、百済本記によるものらしい」という見解を示している。こうして坂本氏は、日本側の旧辞風の記録と『百済本記』の「両史料を適宜に按配して、この記事は作られたものと考えられる」と結論づけた。この坂本氏の見解は、「任那四県割讓」記事の史料的研究の指針となるもので、きわめて重要である。

さらに三品彰英氏は、「この事件に関連した日本朝廷の内部の話が主となっている点からして、日本側の所伝であつたと推断してよからう。持統紀五年八月条に、大三輪氏以下十八家に先祖の墓記（「釈紀」では纂記）を上進させた記事の中に穂積氏の名も見えているから、書紀撰述の際に同氏の伝承には纏つたものがあつたであらう。ただし、この六年条には哆唎・娑陀・牟婁などの韓地名が見えているので、この点は百済系の史料を組み合わせて利用したかもしれない」と、同様に日本・百済両系統の史料の組み合わせとみるが、日本側の史料は穂積氏の家伝によつたと考えているようである。<sup>(16)</sup> また山尾幸久氏は「この話は『百済本記』を根拠としたものではなく、大伴氏の政治的地位の変動の事情を物部氏の立場から説明した伝承である」とする。<sup>(17)</sup>

改めて記事の構成をみると、(b) (c) はすべて倭国内部の話であるから、日本側の史料によつたとみてよいと思われる。坂本氏は、(b) が百済本位の言説を記していることからみて『百済本記』によつたと推定しているが、(c)

は(b)の話を前提としているから、(b)は(c)と一連のもので日本側の史料にあつた話とみるべきであろう。つぎに(c)と(d)であるが、筆者はこの二つは史料の系統を異にしていると考ええる。(d)は、坂本氏が勾大兄の英雄的行為を描いたもので、旧辞に類似した伝承的な記録にもとづくこととみたことは妥当と思われる。それに対して(c)は話のおもむきがかなり異なっており、大伴金村の指示にしたがわれない物部麁鹿火とその妻の物語が美談風につづらられている。これはやはり物部氏の氏族伝承によつたものとみるのがよいと思われる。(e)は、(c)の後日談として理解できるから系統的には(c)と同じであろう。最後に(a)は、百済の遣使記事であることと、「上哆唎・下哆唎・婆陀・牟婁」という半島の地名が出てくることからみて、百済系の史料とみてさしつかえない。継体紀は、周知のように、「百済本記」を多用しているもので、これもおそらくは『百済本記』によつたもので、六年四月という年紀も同史料のものにしたがつたのであろう。そうすると、A<sub>1</sub>の記事は、年紀と冒頭の部分は『百済本記』にもとづき、そのあとに国内史料を連続して述作されたことになる。国内史料は、物部氏の家伝を主体としているが、途中で旧辞の系統を引く書物から勾大兄皇子の話を入れたと考えられるのである。

さて、いわゆる「任那四県割讓」記事の史料的系統を右のように考えて大過ないとすると、ここからいくつつかの問題が派生してくる。

まず、『百済本記』の年紀が信頼性の高いものであることは、すでに定評がある。したがつてこのばあいも、『書紀』の繋年には、何か反証がないかぎり、信をおいてよいことにならう。そして六年十二月とは、百済使が来倭した年紀とみられる。つぎに、(a)の記事内容が何らかの事実にもとづいていると解することも許されよう。た

だしこれまでの研究で明らかにされてきたように、「百済本記」は問題の多い史料であるので、その史料性格には十分に留意しておく必要がある。

『百済本記』に『百済記』・『百済新撰』を加えた三書は「百済三書」と総称され、『書紀』の編纂に使用された百済系の史料として著名であり、ほぼ同様の成立事情もつと考えられている。その成立事情に関しては、山尾幸久氏が整理しているように、六世紀末に、百済が対倭政策の必要から、倭国の朝廷に編纂して提出した歴史書と考える説と、七世紀後半の亡命百済貴族が百済の史籍を改めて編纂しなおして、『日本書紀』修史局に提出したとみる説に大別される<sup>(18)</sup>。筆者は、基本的には山尾氏同様、後者の説に賛同するが、問題は百済三書ないし『書紀』が、三書の原史料となったと思われる百済の史籍にどの程度手を加えているかということである。亡命百済貴族の手になる百済三書やそれによって書かれた『書紀』本文の史料的価値を吟味するには、「百済三書」や『日本書紀』が編まれた時代の国家の支配理念を踏まえ<sup>(19)</sup>る必要があるという山尾氏の指摘は、十分に尊重されるべきであるが、山尾氏が続けて「評価や意味づけはもとより、用語や表現に至るまで、七世紀末〜八世紀初めの日本の立場から書かれている<sup>(20)</sup>」と述べているのは、筆者には『書紀』の記述内容をその編纂時点における国家の立場に還元しすぎているように思われる。百済三書には、『書紀』編纂時点における国家的立場にそつた改変が要、所、所に加えられたであろうことは容易に推察されるが、一方で百済三書のもとになった百済の史籍の筆致がそのまま残されているとみられるところも少なくないのである。

百済三書にもとづいたと思われる『書紀』の本文には、よく知られているように、百済中心の記述が随所にみら

れる。たとえば『百済記』にもとづいていると思われる神功紀四十九年三月条の「屠<sub>ニ</sub>南蛮<sub>ニ</sub>、以賜<sub>ニ</sub>百済<sub>一</sub>」  
という一文を例にとると、忱弥多礼すなわち耽羅（済州島）を百済に「賜」わったというのは、いうまでもなく日  
本の立場からの記述であるが、その直前の「南蛮」は百済的な華夷思想による表現であるから、百済の史書の表現  
がそのまま残ったと考えざるをえない。筆者は、一つの文章の中にこのような相矛盾する表現がみられるところに、  
百済三書の史料的人格と『書紀』の編纂方針が端的に表われていると思う。同様のことは、『百済本記』によつたと  
みられる後掲B群の記事についてもいえる。継体紀七年（五一三）十一月乙卯条（B<sub>2</sub>）では、「以<sub>ニ</sub>己汶<sub>一</sub>・滯沙<sub>一</sub>、賜<sub>ニ</sub>  
百済国<sub>一</sub>」と日本の国家的立場からの記述をしているが、直前の継体紀同年六月条（B<sub>1</sub>）には百済の將軍が「伴跋国  
略<sub>ニ</sub>奪<sub>ニ</sub>臣国<sub>一</sub>己汶之地<sub>一</sub>、伏願天恩判、還<sub>ニ</sub>本属<sub>一</sub>」と奏上したとされていて、己汶は本来百済の地であるという、日本  
の支配理念と必ずしも合致しない百済の立場からの主張が『書紀』の本文に残されているのである。さらに継体紀  
九年（五一五）四月条（B<sub>7</sub>）には、物部連らは、水軍を率いて帯沙江に滞留していたときに伴跋の軍勢の攻撃を受  
けて、命からがら逃走して汶幕羅まで退いたという記述がある。倭国の軍隊が伴跋の軍隊に撃破されて退却したと  
いうのは、日本の立場からすれば不名誉で都合な内容である。これまた、百済の史籍の記述がそのまま残された  
ものと解するしかないであろう。

このように百済三書にもとづいた『書紀』の本文には、百済や「任那」を倭国の蕃国視し、それらの地域の支配  
権があたかも、本来、倭王に帰属するものであるかのような、露骨な日本の国家的立場にもとづく記述がみられる  
が、同時に、百済の立場からする記述が随所に遺存していることも事実で、『書紀』の修史局の筆削は必ずしも一貫

したものではなかったと考えられる。

さて「百済本記」をふくむ百済三書の史料的性格が右のごとくであったとすると、A<sub>1</sub>の(a)の「貢調」や「請<sub>二</sub>任那国……四県」といった表現は、「百済本記」にすでにあったのか、「書紀」の編者の改変かは分明でないが、いずれにしても日本の国家的立場を前提とした表現になっていて、この点は事実とは考えがたい。ただし、そのような表現を修正すれば、事実にもとづいた記事とみてさしつかえないと思われる。すなわちこのとき百済から外交使節が倭国に派遣され、「上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁」の「四県」の百済の領有にかかわって、倭国に何らかの要請があつたと考えられるのである。

既述のように、田中俊明氏は、このいわゆる「任那四県割讓」について、「現実には、百済がその地を實力をもつて獲得したということであろう」として、「百済の全南地域に対する、領域化の最終段階の一端を記録したもの」と解している。<sup>(註)</sup> 筆者は、このあと取り上げる「四県」の現在地比定の問題からみても、この田中氏の見解に基本的には賛成である。ただここで、とくにこの段階における倭国と全南地域との関係を考えるために確認しておきたいことは、百済が「四県」を自国の領域に組み入れようとしたときに、倭国に外交使節を派遣して何らかの要請をしたとみられることである。この点は、A<sub>1</sub>(a)ばかりでなく、後文の(b)(c)の史料的な検討からも裏づけることができると思われるし、次節での穂積押山関係史料の検討によつてもさらに補強されると考えられる。

つぎに「上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁四県」の地の比定の問題を取り上げる必要がある。ただしこの問題は筆者の能力を超えるものなので、本稿では簡単な検討にとどめるをえない。

古地名の比定には、ある種のあいまいさがともなうことが多く、主観を完全に排除することはむずかしいが、「四県」の場合にはとくにその感が深い。三品彰英氏は「四県」の「哆唎に当たる同語地名ははなはだ多く、それを地図上に探し出して比定することはほとんど無意味に近い」といつているほどである。そこで、従来の四県の比定地をふりかえってみると、かつて今西龍氏は慶尚道の西南辺の地とし、<sup>(23)</sup> 鮎貝房之進氏は百済王都に接近した地域にあつたが、戦後、末松保和氏は、一転してこれを全南の栄山江流域から蟾津江流域にかけての広大な地域に比定した。<sup>(24)</sup> 田中氏は、末松説は広大にすぎるとして批判し、末松説を部分的に修正すれば「全南西端部に集中させることは可能である」として、「地名比定にお問題が残り、いまだ鉄案がみあたらないもの、およそ全南地域のどこかを指していることはまちがいないであろう」と結論づけている。<sup>(25)</sup> この田中氏の見解は、近年の『梁職貢図』百済国使条の「旁小国」や「二檐魯制の検討から、全南地域に百済の領域支配がおよぶのは六世紀に入ってからのこととする見解<sup>(26)</sup>とも整合的であり、したがいたい。

「任那四県」を全南地域に比定してさしつかえないとすれば、「任那四県割讓」記事は、田中氏が述べるごとく、「百済の全南地域に対する、領域化の最終段階の一端を記録したもの」と考えられ、全南地域に前方後円墳が造られた時期の、この地域と倭国との関係の一端を示す貴重な文献史料ということにもなってくる。

つぎに(c)(d)の部分の検討に移ろう。

(c)では、宣勅使に任命された物部麁鹿火が、「任那四県」を百済に讓るといふ勅を百済使に伝えるために難波館に向かつて出発しようとしたときに、その妻が神功皇后・応神天皇以来の日本の朝鮮経営の歴史を説いて、いま「四

県」を他国に譲るようなことをすると後世まで非難されることになるから宣勅はやめるようにといさめた結果、鹿鹿火もついに妻の言にしたがつて病と称して宣勅使を辞退し、代理の使者が立てられて宣勅がおこなわれたとされる。この話のなかにみえる鹿鹿火の妻の諫言では、高句麗・百濟・新羅・任那などが日本の「海表の蕃屏」となったのは、住吉神がこれらの国々を応神天皇に授け、神功皇后と武内宿禰が国ごとに官家を置いたことに由来するという、律令国家が『書紀』で描き出そうとした日本中心の支配理念がもつとも端的な形で述べられている。とはいへ、この記事を全体としてみれば、宣勅使を辞退した鹿鹿火とその妻に関しては、ウヂ名を明記しつつその行為を賞賛する筆致で具体的に記しながら、鹿鹿火の後に任命された宣勅使については姓名を明記せず、記述も簡略であるなど、明らかに物部氏中心の内容になっており、その氏族伝承から採録された話を下敷きにしてしているとみられる。そこで筆者は、(c)は物部氏の氏族伝承から出た話をもとにしながら、つとに池内宏氏が指摘しているように、『書紀』編者が鹿鹿火の妻の諫言という形で神功皇后・応神天皇以来の朝鮮経営の観念的な歴史を挿入したのであると考へる。この想定は、つきにみるように、史料の系統を異にするとみられる(d)にも、同じ支配理念にもとづく記述がみられることによつても裏づけられよう。

そこで(d)の勾大兄皇子(安閑)にまつわる話であるが、勾大兄は百濟への「四県割讓」の宣勅を事後に知つて悔やみ、勅を撤回しようと思つて、「応神天皇以来、官家を置いてきた国を簡単に蕃国の要請のままに賜わつてよいのか」といつて、日鷹吉士を派遣して改めて宣告させるが、百濟の使臣はこれを聞き入れずに帰國してしまふ、という話である。ここで勾大兄は、坂本太郎氏がいうように、英雄的行為をした人物として描かれている。勾大兄は、七



つぎに注意したいことは、(c)でも(d)でも、百済の要請を受け入れたことが失政と認識されていることである。この点は、つづく(e)でも、大伴金村が穂積押山は百済から賄賂をもらったといううわさが立ったとされているから、同様である。筆者は、とくにこの点に注目したい。次節で検討する己汶・帶沙紛争に関する記事においても、百済側から己汶や多沙津を「賜」りたいという要請があり、倭国がそれを受諾したとされているにもかかわらず、これを失政とするような記述はとくにみられない。それが「四県割讓」の記事においては、史料の系統を異にする記事でいずれも失政とされ、倭王権の決定に、陰に陽に抵抗をおこなった説話が残されているということになる。これは、当時の倭王権にとって「四県割讓」は己汶・帶沙紛争とは質的に異なるできごとと受け取られ、王権内部においても少なからぬ反響をよんだ事件であったことを示すものと解してよいと思われる。とはいっても、「四県割讓」を「書紀」が伝えるようにもともと倭国の支配下にあった地域を百済に譲ったと考えることはもちろんできないので、このときの百済の要請の中身については、なおほかの関連するできごとをふまえるなどして事実の究明につとめていくしか方法はないように思われる。

最後に、この記事で穂積押山に付された「哆唎国守」という官職名について検討しておこう。なお類似の記載は、継体紀二十三年(五二九)三月条(後掲史料C)にも「下哆唎国守穂積押山臣」とみえている。

哆唎、あるいは下哆唎は、いうまでもなく「任那四県」のなかの上哆唎・下哆唎に一致するが、この記載が「百済本記」にすでにあったとは考えがたい。というのは、「哆唎国守」がみえるA(b)は、既述のように、日本側の原史料を用いた記事とみられるのに対して、「百済本記」によったとみられるB<sub>1</sub>にはこの官職名がみえないうえ、穂積押

山の箇所分注には「百濟本記云、委意斯移麻岐弥」とあって、明らかに官職名が付されていないのである。ただし委<sub>1</sub>弥と考えられるし、「岐弥」というのも倭人の中で使用された尊称であるから、『百濟本記』が「意斯移麻岐弥」を倭人と認識していたことは疑いない。また「下哆唎国守」と記す<sub>1</sub>も、後述するように、日本側の原史料を用いた記事とみられる。このように穂積押山に付された「哆唎国守」「下哆唎国守」という官職名は、百濟系史料によつたものでないことが明らかである。「国守」が大宝令制にはじまる官職名と考えられることをふまえると、最終的には『書紀』編者が「任那」を官家とみなす国家的立場から官家にはミコトモチ<sub>1</sub>国司が派遣されるべきものと考えてこのように表記したのではないかと思われる。ただしもう一方で、この官職名が『百濟本記』によつたとみられる後掲<sub>1</sub>B<sub>1</sub>にはみえないということは、『書紀』編者が一律に穂積押山の記事に付したのではないということも示している。おそらく日本側の原史料には、穂積押山に何らかの肩書きが付されていて、それにもとづいて『書紀』編者が、A<sub>1</sub>(a)などを参考にしながら「(下)哆唎国守」と表記を改めたのであろう。

## 二 「任那四県割讓」関係記事の検討

つぎに、「任那四県割讓」記事に関係する史料を取り上げ、検討をおこなうことにしたい。

A<sub>2</sub> 継体紀六年(五一二) 四月丙寅条

いわゆる「任那四県割讓」の再検討

遣<sub>二</sub>穗積臣押山<sub>一</sub>、使<sub>二</sub>於百濟<sub>一</sub>。仍賜<sub>二</sub>筑紫国馬四匹<sub>一</sub>。

A<sub>3</sub> 欽明紀元年(五四〇)九月己卯条

幸<sub>二</sub>難波祝津宮<sub>一</sub>。大伴大連金村・許勢臣稻持・物部大連尾與等從焉。天皇問<sub>二</sub>諸臣<sub>一</sub>曰、幾許軍卒、伐<sub>二</sub>得新羅<sub>一</sub>。物部大連尾與等奏曰、少許軍卒、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>易征<sub>一</sub>。曩者男大迹天皇六年、百濟遣<sub>二</sub>使<sub>一</sub>、表<sub>二</sub>請任那上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁四県<sub>一</sub>。大伴大連金村輒依<sub>二</sub>表請<sub>一</sub>、許<sub>二</sub>賜所<sub>一</sub>求。由<sub>レ</sub>是新羅怨曠積年、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>輕爾而伐<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是大伴大連金村居<sub>二</sub>住吉宅<sub>一</sub>、称<sub>レ</sub>疾不<sub>レ</sub>朝。天皇遣<sub>二</sub>青海夫人勾子<sub>一</sub>、慰問慇懃。大連怖<sub>レ</sub>謝曰、臣所<sub>レ</sub>疾者非<sub>二</sub>餘事<sub>一</sub>也。今諸臣等、謂<sub>二</sub>臣滅<sub>二</sub>任那<sub>一</sub>。故恐怖不<sub>レ</sub>朝耳。乃以<sub>二</sub>鞍馬<sub>一</sub>贈<sub>レ</sub>使、厚相資敬。青海夫人依<sub>レ</sub>実頭奏。詔曰、久竭<sub>二</sub>忠誠<sub>一</sub>。莫<sub>レ</sub>恤<sub>二</sub>衆口<sub>一</sub>、遂不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>罪、優寵弥深。是年也、太歲庚申。

A<sub>1</sub>の(b)では、穗積押山が百濟使の「任那四県割讓」の要請に口ぞえをしているが、かれがこのような役割をはたすことになつたいきさつがわかるのがA<sub>2</sub>である。この記事によつて、押山が「任那四県割讓」に先だつて使臣として百濟に派遣されていたことが知られる。簡略な記事なので、原史料の系統や押山派遣の目的は明確でないが、既述のように、穗積押山の『百濟本記』における初見が継体紀七年六月条(後掲史料B<sub>1</sub>)とみられるし、『筑紫国馬』という記述もあるので、日本側の史料にもとづいた記事とみてさしつかえないであろう。その派遣目的に関しても、B<sub>1</sub>が手がかりを与えてくれる。『百濟本記』にもとづいたことが明らかかなB<sub>1</sub>で押山は、百濟の外交使節である二人の將軍とともに帰国するのであるが、このとき百濟は、伴跛国に「略奪」された己汶の地を「本属」すなわち百濟領にもどしてほしいという請願をするとともに、五経博士段揚爾を「貢上」したという記事である。この記事も半島

南部地域の帰属に対する決定権を倭王がもっていたかのごとき記述がみられるので、日本の立場からする改変があったことは明らかであるが、平野邦雄氏の研究<sup>(20)</sup>により、このときの五経博士段楊爾が上番したことは事実であったと考えられるので、百済から倭王権へ何らかの要請があったことは否定しがたいと思われる。

B<sub>1</sub>は継体朝から欽明朝にかけて散見する諸博士の上番記事の最初のものである。諸博士の上番については、後節で改めてとりあげるが、平野氏が明らかにしたように、四七八年の倭王武の南朝宋への遣使を最後にとだえた南朝との通交に代わって、倭国が百済を介して最新の梁文化を入手しようとした外交政策で、五経博士をはじめとして医博士・曆博士・易博士などの梁人とみられる諸博士を交替で倭国に上番させるものであった。この上番は百済に対する援助や救軍の見返りであり、この時期の倭と百済の外交関係を端的に示すものである。平野氏の研究は、継体・欽明朝の倭・百済の外交関係の研究に確実な定点を与えるものであり、高く評価したい。

このように諸博士の上番は、継体朝にはじまる新しい外交政策であるが、それはすでに平野氏が指摘しているように、百済武寧王による五二二年の梁との通交の開始にともなうものであった。穂積押山がはじめて百済に派遣されたとされる継体六年は、まさにその年にあたっている。山尾幸久氏は、穂積押山は「諸博士の提供を要請するため、百済王都能津に赴いた」とみている<sup>(21)</sup>。山尾氏の想定は魅力的であるが、押山の派遣と武寧王の梁への遣使時期<sup>(22)</sup>【梁書】武帝紀によれば五二二年四月が近接していることに加えて、A<sub>2</sub>の原史料が日本側のものだとすると、「書紀」の繫年はあまり確かではないことになるので、断定はできないであろう。A<sub>1</sub>で百済使がもたらしたものが「調」とされていて、まだ諸博士の上番がなかったことからみると、A<sub>2</sub>で押山を派遣した目的は、諸博士の上番に限定さ

れたものではなく、広く最新の梁文化の供与を百済に要請するためだったのではなからうか。A<sub>2</sub>に筑紫国の馬四〇匹を百済に贈ったとあるのは異例であるが、これは倭国の側から百済に何らかの要請をするための対価とみることもできよう。その後、武寧王の梁への遣使があつたが、おそらく使者押山が百済との間をさらに何度か往復して折衝した結果、倭国側からの何らかの援助の見返りとして諸博士を上番させるということで両国が合意をみて、それがB<sub>1</sub>で実現したという想定が可能であると思われる。A<sub>2</sub>が梁文化の供与を倭国側から、百済に要請したものであるとすると、このことは直後のA<sub>1</sub>の解釈にも大きくかかわつてこよう。

つぎにA<sub>3</sub>の記事であるが、これは大伴金村の失脚として伝えられる事件で、天皇が難波祝津宮に行幸し、そこで新羅征伐について下問したところ、大連の物部尾輿らは、継体六年に大伴金村が「任那四県」の百済への「割讓」を認めたことをもちだし、そのために新羅がこれを怨み、征伐が容易でなくなつてしまつたとして、その責任を追究したところ、金村は住吉の宅に引きこもつてしまつたとされる。この記事には、内容的に不審な点が一、二みられる。まず「任那四県」の百済への「割讓」を新羅が怨んだとあるが、これは唐突であり、理解に苦しむ。百済の領域拡大の経緯からみて、「任那四県」が新羅に隣接した地域であつたとは考えがたいし、A<sub>1</sub>をみても新羅との関わりはまったく出てこない。したがつて新羅が怨んだという記述は、『書紀』の編者が「四県割讓」の内容をよく理解しないまま、不用意に造作した記述とみるのがよいと思われる。

つぎに、このとき「四県割讓」責任を追求された大伴金村が住吉の宅に引きこもつてしまつて出仕しなくなり、そのまま失脚してしまうというのも、はなはだ不自然な話である。そもそも欽明初年にいたつて、三〇年近くも前の

継体天皇の時代の政治責任を突然むし返して追及するというのは、常識的に考えてありそうもない話である。「書紀」によれば、継体六年の「四県割讓」のあと、大伴金村は大連の地位にとどまって活躍したことになっている。それが欽明即位の直後になって、にわかには尾輿らが責任を追及すると、金村はあっさり出仕しなくなり、そのまま政治的地位を失ってしまうというのは、いかにも不自然であり、事実を忠実に伝えたものとはとうてい考えがたい。つとに八木充氏が指摘しているように、「物語の主要なモチーフをなす金村の「失脚」と「四県割讓」とは、本来、直接的な因果関係をもたない、それぞれ独立した「事実」であつた」とみるべきであらう。<sup>(1)</sup>

A<sub>3</sub>について三品彰英氏が、「欽明紀二年条以下に記載されている加羅経営の展開に対して序文的に書かれたものであり、「書紀撰者の作文である。撰述上、こうした序文的な記事がないと、二年条以下に百済系史料を百パーセント利用した記事が突然出てくるので、調子がとれないのである」と指摘しているのはまさに卓見と思われ、筆者もしたがいたいと思う。したがつてA<sub>3</sub>は、「任那四県割讓」との関係でいうと、事実を伝えたものではないということになる。

### 三 穂積押山関係史料の検討——己汶・帯沙紛争を中心にして

A<sub>1</sub>の「任那四県割讓」において、重要な役割をはたした人物が穂積押山である。彼は倭王権の使臣として百済に

つかわされ、「四県割讓」の際には百濟使とともに帰国し、百濟側の要請に口ぞえをするという役割をしている。穂積押山は、一部はすでにふれたように、ほかにも継体朝の倭・百濟の外交関係記事にみえており、「任那四県割讓」の歴史的意義を検討するには不可欠の人物と思われるので、本節で関係史料の検討をおこなうことにする。

まず、押山関係史料を掲げる。

A<sub>1</sub> 継体紀六年（五一二）十二月条

第一節所掲。

A<sub>2</sub> 継体紀六年四月丙寅条

第二節所掲。

B<sub>1</sub> 継体紀七年（五一三）六月条

百濟遣<sub>二</sub>姐弥文貴將軍・洲利即爾將軍<sub>一</sub>、副<sub>二</sub>穂積臣押山<sub>一</sub>、百濟本記云、委  
意斯移麻岐弥貢<sub>二</sub>五経博士段楊爾<sub>一</sub>。別奏云、伴波国略<sub>二</sub>

奪臣国己汶之地<sub>一</sub>。伏願天恩判、還<sub>二</sub>本属<sub>一</sub>。

C<sub>1</sub> 継体紀二十三年（五二九）三月条

百濟王謂<sub>二</sub>下哆唎国守穂積押山臣<sub>一</sub>曰、夫朝貢使者恒避<sub>二</sub>嶋曲<sub>一</sub>、謂<sub>二</sub>海中嶋曲隣岸  
也。俗云、美佐郡。每苦<sub>二</sub>風波<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>茲湿<sub>二</sub>所齋<sub>一</sub>全壞無  
色。請以<sub>二</sub>加羅多沙津<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>臣朝貢津路<sub>一</sub>。是以押山臣為請聞奏。

穂積押山が見える史料は以上の四条である。これらのなかでまず注目されるのは、B<sub>1</sub>の「穂積臣押山」の箇所  
に「百濟本記」云、委意斯移麻岐弥」という注が付されていることである。これは「百濟本記」の原文に「委（倭）の

意斯移麻の岐弥」と記されていた人物を「書紀」の編者が日本側の所伝と対照して穂積押山と同一人物と認定し、本文には日本式の表記で「穂積臣押山」と記したことを示していると解される。そうすると、「書紀」の編者のこのよくな比定の当否は問題として残るが、後文で述べるようにそれが妥当だとすると、穂積押山は、内外のまったく系統を異にする史料に記録された希有の人物ということになる。このことは、単にかれの实在性が確かめられるということに留まらず、いまままで百済系史料に比して史料の価値が格段に劣るとされてきた日本側の史料の再評価にも道を開きうるものとして重要な意味をもつと考えられる。

なおB<sub>1</sub>は、百済と伴跋国（大加耶<sup>③</sup>）による己汶・帶沙紛争の発端にあたる記事である。「書紀」には、以下、この事件に関する一連の記事がみえるので、つぎにそれらを掲げておく。

B<sub>2</sub> 繼体紀七年（五一三）十一月乙卯条

於<sup>レ</sup>朝廷<sup>ニ</sup>、引<sup>レ</sup>列<sup>レ</sup>百濟姐弥文貴將軍、斯羅汶得至、安羅辛己奚及賁巴委佐、伴跋既殿奚及竹汶至等<sup>ニ</sup>、奉<sup>レ</sup>宣恩勅<sup>ニ</sup>、以<sup>レ</sup>己汶・帶沙<sup>ニ</sup>、賜<sup>レ</sup>百濟國<sup>ニ</sup>。

B<sub>3</sub> 繼体紀七年十一月是月条

是月、伴跋國遣<sup>レ</sup>戡支<sup>ニ</sup>、獻<sup>レ</sup>珍宝<sup>ニ</sup>乞<sup>レ</sup>己汶之地<sup>ニ</sup>。而終不<sup>レ</sup>賜<sup>レ</sup>國<sup>ニ</sup>。

B<sub>4</sub> 繼体紀八年（五一四）三月条

伴跋築<sup>レ</sup>城於子吞・帶沙<sup>ニ</sup>、而連<sup>レ</sup>滿奚<sup>ニ</sup>、置<sup>レ</sup>烽候・邸閣<sup>ニ</sup>、以備<sup>レ</sup>日本<sup>ニ</sup>。復築<sup>レ</sup>城於爾列比・麻須比<sup>ニ</sup>、而緇<sup>レ</sup>麻且奚・推封<sup>ニ</sup>、聚<sup>レ</sup>士卒・兵器<sup>ニ</sup>以逼<sup>レ</sup>新羅<sup>ニ</sup>、駈<sup>レ</sup>略子女<sup>ニ</sup>、剝<sup>レ</sup>掠村邑<sup>ニ</sup>。凶勢所<sup>レ</sup>加、罕<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>遺類<sup>ニ</sup>。夫暴虐、奢侈、

いわゆる「任那四県割讓」の再検討

惱害、侵凌、誅殺尤多、不可詳載。

B<sub>5</sub> 繼体紀九年（五一五）二月丁丑条

百濟使者文貴將軍等請罷。仍勅、副物部連名闕遣罷歸之。百濟本記云、物部至々連。

B<sub>6</sub> 繼体紀九年二月是月条

是月、到于沙都嶋、伝聞伴跋人懷恨銜毒、恃強縱虐。故物部連率舟師五百、直詣帶沙江。文貴將軍自新羅去。

B<sub>7</sub> 繼体紀九年四月条

物部連於帶沙江停住六日、伴跋興師往伐。逼脱衣裳、劫掠所齋、尽燒帷幕。物部連等怖畏逃遁、僅存身命、泊汶慕羅。汶慕羅、地名也。

B<sub>8</sub> 繼体紀十年（五一六）五月条

百濟遣前部木盈不麻甲背、迎勞物部連等於己汶、而引導入国。群臣各出衣裳・斧鉄・帛布、助加国物、積置朝廷、慰問慇懃、賞祿優節。

B<sub>9</sub> 繼体紀十年九月条

百濟遣州利即次將軍、副物部連來、謝賜己汶之地。別貢五經博士漢高安茂、請代博士段楊爾。依請代。

一方、C<sub>1</sub>はこれまでB<sub>1</sub>—B<sub>10</sub>の同時重複記事とされてきたもので、『書紀』で続いて記されるつぎの記事も一連のも

のである。

C<sub>2</sub> 繼体紀二十三年(五二九)三月是月条

是月、遣<sub>レ</sub>物部伊勢連父根・吉士老等<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>津賜<sub>ニ</sub>百濟王<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是加羅王謂<sub>ニ</sub>勅使<sub>一</sub>云、此津從<sub>レ</sub>置<sub>ニ</sub>官家<sub>一</sub>以來、為<sub>ニ</sub>臣朝貢津涉<sub>一</sub>。安得<sub>レ</sub>輒改賜<sub>ニ</sub>隣國<sub>一</sub>、違<sub>ニ</sub>元所封限地上<sub>一</sub>。勅使父根等因<sub>レ</sub>斯難<sub>ニ</sub>以面賜<sub>一</sub>、却<sub>ニ</sub>還大嶋<sub>一</sub>、別遣<sub>ニ</sub>録史<sub>一</sub>、果賜<sub>ニ</sub>扶余<sub>一</sub>。

C<sub>3</sub> 繼体紀二十三年三月是月条(つづき)

由<sub>レ</sub>是加羅結<sub>ニ</sub>儼新羅<sub>一</sub>、生<sub>ニ</sub>怨日本<sub>一</sub>。加羅王娶<sub>ニ</sub>新羅王女<sub>一</sub>、遂有<sub>ニ</sub>兒息<sub>一</sub>。新羅初送<sub>レ</sub>女時、并遣<sub>ニ</sub>百人<sub>一</sub>、為<sub>ニ</sub>女從<sub>一</sub>。受<sub>レ</sub>而散<sub>ニ</sub>置諸県<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>著<sub>ニ</sub>新羅衣冠<sub>一</sub>。阿利斯等嗔<sub>ニ</sub>其變<sub>レ</sub>服、遣<sub>レ</sub>使徵還。新羅大羞、饋<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>還<sub>レ</sub>女曰、前承<sub>ニ</sub>汝聘<sub>一</sub>、吾便許婚。今既若<sub>レ</sub>斯。請還<sub>ニ</sub>王女<sub>一</sub>。加羅己富利知伽<sub>米</sub>報云、配<sub>ニ</sub>合夫婦<sub>一</sub>、安得<sub>ニ</sub>更離<sub>一</sub>。亦有<sub>ニ</sub>息兒<sub>一</sub>。棄之何往。遂於<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>經、拔<sub>ニ</sub>刀伽・古跛・布那牟羅、三城<sub>一</sub>。亦拔<sub>ニ</sub>北境五城<sub>一</sub>。

つぎに、それぞれの記事について、倭国とのかかわりを中心に検討してみよう。

B群は、B<sub>1</sub>・B<sub>5</sub>に『百濟本記』の原文を記した付注があり、また百濟式の人名・地名表記が随所にみられることなどから『百濟本記』にもとづいた記事と考えられ、もつとも信憑性の高い史料群である。いつぼうC<sub>1</sub>・C<sub>2</sub>は、一般的には日本側の原史料による記事とするが、田中俊明氏は、それらにみえる「加羅」もC<sub>3</sub>にみえる「加羅」も同じく大加耶を指すとみたうえで、すべて同系統の記事とみなし、それらは「日本側の旧記であるとしても、加耶史料として信頼できるものをもとにしつつ、それを改変したものとみてさしつかえない」としている。この点は、の

ちに具体的に検討したい。

これらの史料が伝える己汶・帶沙紛争に関しては、田中氏が詳細な検討をおこない、従前の研究を大きく進展させている。<sup>36)</sup> 従来、B群とC群の記事は同じ事件に関する異なった記録にもとづいた記事、すなわち同事重出記事と考えられてきたが、田中氏は、伴跋ニ大加耶という立場からB群の伴跋とC群の加羅を同一視して両群の記事の検討をおこなった。その結果、B群は、蟾津江上流域の己汶を中心にした抗争の記録と理解できるのに対して、C<sub>1</sub>・C<sub>2</sub>は蟾津江の河口に比定される「多沙津」（＝帶沙・慶尚南道河東）に関わる記録であり、「両者には、百済の進出の段階にちがいがあある」という理解を提示した。また一連の事件の年代に関しては、百済が己汶を確保したのが五一六（継体十）年、さらにすすんで多沙津まで進出したのが五二二（継体十六）年以前のことと考定している。田中氏が、両者を一連ではあるが、百済の南進策の異なる段階の記録とする点にはしたがいたい。ただし田中氏は己汶をめぐる百済と伴跋の抗争に関して、「もし倭がかかわっていたとすれば、それは百済が、その侵略にさいして援軍、すなわち兵力の提供を要請した、という程度であろう」としている点に関しては、なお考究すべき余地が残されていると考える。

まず己汶をめぐる抗争と倭国との関わりをB群の史料から考えてみると、第一にB<sub>1</sub>によれば、継体七年（五一三）に百済が倭国に使者を派遣して梁人とみられる五経博士段楊爾を上番させたこと、その際に穂積押山が同道したことは事実と認められる。「書紀」によれば、このとき「伴跋国略ニ奪臣国己汶之地」。伏願天恩判、還ニ本属」という要請が百済側からあったとされているが、これは再三ふれてきたように、露骨な日本本位の記述であるから、その

ままた認めることはできない。ただし一方で、平野氏の研究で明らかのように、諸博士の上番は百済に対する援助や救軍の見返りとしておこなわれるものであるから、このとき百済から倭国に何らかの要請があつたことまで否定することはできないと思われる。またこの上番は、平野氏が指摘しているように、武寧王による五一二年の梁との通交開始を前提にしたものとみられるので、その年代にも信をおいてさしつかえない。

この百済の要請を受けてとられた倭国側の行動が、つぎのB<sub>2</sub>と考えられる。百済の使者として来倭した姐弥文貴將軍に加えて、ス羅（＝新羅）の汶得至、安羅の辛己奚・賁巴委佐、伴跋の既殿奚・竹汶至らを倭国の朝廷に招集して、「以<sub>二</sub>己汶・滯沙<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>百済国<sub>一</sub>」という「恩勅」を宣したことになる。しかしこの「恩勅」もまた、あたかも倭王が半島南部の帰属に関する決定権をもっていたかのような内容であるから、事実と認められないことはいうまでもない。さらに田中氏が指摘しているように、ここには「己汶・滯沙」を百済国に「賜う」とあるが、B<sub>1</sub>によれば百済の要求は己汶のみであつたはずなのに、滯沙まで賜うと宣したのは不審である。これらのことから、この「恩勅」は『書紀』ないしはそのもととなつた『百済本記』の段階の改変とみて誤りあるまい。ただし、これを除いたス羅・安羅・伴跋の人びとを朝廷に招集したという部分は、いちいち姓名まで記されており、造作とは考えがたい。田中氏は、ス羅以下の国々の人物はたまたま倭国に「やつてきていた」と解している。倭国が百済の要請を受けて新たに招集したという可能性も考えられるが、B<sub>3</sub>によれば、ちようどこのころ、別に伴跋から使者が来倭しているので、田中氏の解釈にしたがつておきたい。これらの人びとは、おそらく本国から使臣として倭国に派遣され、滞在していた人びとであろう。

さて百済の要請を受けて、倭王がもう一方の当事国である伴跋に加えて安羅・斯羅など関係国の人びとを朝廷に招集したことが事実であるとすると、このときの百済の要請も、それに応じた倭国の行動も、田中氏のいうように、兵力の提供のみに限定されたものではなかったことになる。では、関係国人の招集はどのような目的でおこなわれたのであろうか。倭王が半島南部の帰属に関する決定権を有していたというのは、『書紀』で一貫して主張されている日本の国家的立場であり、事実とは考えたいが、五経博士の上番ともになされた百済の要請を受けて、関係諸国列席の場において百済の己汶領有を支持し、さらには救軍を派遣して百済の己汶併合を援助するという倭国の外交方針を宣言したと考えたらどうであろうか。B<sub>2</sub>をこのように解すると、つづくB<sub>3</sub>の記事も理解が可能であると思われる。すなわちB<sub>3</sub>の伴跋の使者の来倭記事は、「乞己汶之地」とか「終不賜国」とか、これまた日本本土の表現が目につくが、その部分を修正して、倭国の百済支持を知った伴跋が、その方針を変更させて伴跋支持を取りつけようと倭国へ働きかけたが、倭国に拒絶されたとみれば、事実として十分にありえよう。そうするとB<sub>4</sub>に、伴跋が子吞・帶沙に築城し、満奚まで連らねて倭国に備えたとあるのは、倭国との外交折衝が決裂したあと、倭国の援軍の来襲に備えたものとみることができよう。

つぎのB<sub>5</sub>、B<sub>6</sub>はひとつづきの記事である。継体九年(五一五)、百済の姐弥文貴將軍の帰国に際して、物部至至連が水軍五〇〇人を率いて同道するが(B<sub>5</sub>)、途中、沙都島(巨濟島)で伴跋の暴虐を聞き、物部連の水軍は文貴將軍と別れて帶沙津に入る(B<sub>6</sub>)。そのまま帶沙津にしばらく停留していたときに伴跋軍の攻撃を受け、汶幕羅嶋まで退却する(B<sub>7</sub>)。翌年五月、百済の使者が己汶で物部連らを迎勞し、百済の都(熊津)まで案内してねんごろに慰勞を

した(B<sub>6</sub>)。ここで物部至至連が水軍を率いて渡海し、しばらく帶沙津に停留したのは、B<sub>1</sub>での百済の要請にしたがったもので、伴跋軍を牽制しようとしたのであろう。しかし結果的には、伴跋軍の攻撃を受けて退却を余儀なくされてしまう。ところが迎勞使にもなわれて百済の都に入った物部連らの一行は、百済の群臣から大歓迎を受けたとある。さらにB群最後のB<sub>7</sub>では、州利即次將軍が物部連らをともなつて再度來倭して、己汶の地確保への倭國の協力に感謝して、五經博士漢高安茂をさきの段楊爾と交替で上番させることを願ひ出ている。このように百済は倭國に対して重ねて感謝の意を表しているが、もしこのときの倭國の百済に対する援助が救軍のみであったとすると、物部連らが帶沙津で伴跋軍に蹴散らされたことしか伝えられていないことからみて、不自然の感が否めない。やはり倭國が百済の己汶侵略に荷担する外交政策をとり、そのことが百済に有利にはたらいて己汶の領有を実現できたことに対する感謝の表れとみるべきではなからうか。

以上、『百濟本記』にもとづいたと思われるB群の己汶をめぐる百濟と伴跋(大加耶)との抗争事件について、倭國とのかかわりを中心にもてきた。その結果にもとづいて、事件と倭國とのかかわりを復原すると、ほぼ以下のようであったと考えられる。

繼体七年(五一三)、加耶の一國である己汶を新たに支配下におこうとした百濟は、使者に倭國の使臣穗積押山を同道させて倭國に派遣し、梁人の五經博士段楊爾を上番させる代わりに協力を要請してきた。それを受けて倭國は、滞在中の斯羅・安羅・伴跋の使臣らを朝廷に招集して、倭國は百濟の己汶領有を支持し、そのための軍事援助もおこなう旨を宣告した。その際、当然、このような倭國の方針への同意を求めたこととしたであろう。この倭國の行

動は、百済支持の外交政策といいうるものである。このことを知った伴跋は、すぐさま使節を派遣してきて方針を変更させて伴跋支持を取りつけようと倭国へ働きかけたが、失敗に終わる。そこで伴跋は、子吞・帶沙に築城して倭国の軍勢に備えた。ついで倭国は、百済の使節の帰国の際に物部至連に水軍五〇〇人を率いさせて発遣し、帶沙津で伴跋軍を牽制させるが、かえって伴跋軍の攻撃を受けて退却する。百済の己汶確保が実現したのち、物部連らは己汶を経由して百済の都熊津まで行き、歓迎を受ける。倭国の援助を得て己汶の確保に成功した百済は、繼体十年（五一六）に倭国に遣使して段楊爾の交替要員の五経博士漢高安茂も上番させ、倭国の協力に感謝の意を表した。

己汶をめぐる抗争と倭国のかかわりは、ほぼ以上のように考えられる。この間、百済と伴跋（大加耶）を中心とした大加耶連盟との間には激戦がくり広げられたであろうが、それらは『書紀』編者の関心外であったためか、『百済本記』に記載されていなかったためかは明らかでないが、いっさい伝えられていない。

つぎに、C群の記事を取り上げる。この記事は、田中氏が明らかにしたように「百済がさらに蟾津江を下って、大加耶の外港である多沙津まで進出した」ことを伝えたものである。話はC<sub>1</sub>で百済王から「下哆唎国守」穗積押山に、加羅の多沙（＝帶沙）津を百済の倭国への「朝貢」の港としたという要請があり、押山はこの話を繼体天皇に奏上した、というところからはじまる。つぎにC<sub>2</sub>では、この要請を受けた倭王はすぐさま物部伊勢連父根・吉士老らを使者として派遣し、津を百済王に賜わるということを加羅王（大加耶王）に伝えようとするが、加羅王が「この津は倭国が官家を置いて以来、わが国の朝貢の港としてきたところなのに、それを簡単に百済に賜わって、最初に

封じられた地を変更するようなことをしていいのか」とつめよつてきたため、加羅王の目前で多沙津を百済に賜うことはむずかしいと判断して、いったん大嶋まで退き、改めて録史を派遣して、最終的に扶余(百済)に賜った、とされる。さらにこれにつづくC<sup>3</sup>では、倭国が多沙津を百済に賜ったことで、加羅は倭国を怨んで新羅と手を結び、新羅王女を娶るが、やがて新羅の下心を察知して盟約を破棄する、という加羅(大加耶)・新羅間の話が展開する。

田中氏は、これらすべてを一連の史料とみなし、「加耶史料として信頼できるものをもとにしつつ、それを(日本側で―引用者補) 改変したもの」としている。筆者は、田中氏がC群の記事にみえる「加羅」をすべて大加耶と解したことはないが、C<sup>3</sup>を直前のC<sup>1</sup>・C<sup>2</sup>と同系統とみる点は、なお検討の余地が残されていると思う。というのは、C<sup>1</sup>・C<sup>2</sup>とC<sup>3</sup>では、記事の形式も話の内容もかなり趣を異にしているとみられるからである。すなわちC<sup>1</sup>は明らかに穂積押山を中心とした話であるし、C<sup>2</sup>もC<sup>1</sup>と一連の話であるうえに、物部伊勢連父根・吉士老といった倭国側の人名が日本式の表記で出てくる。そのうえ内容も多沙津を百済に「賜う」という日本本位の話に終始している。それに対してC<sup>3</sup>は、冒頭の「由是加羅結<sub>二</sub>儼新羅<sub>一</sub>、生<sub>三</sub>怨日本<sub>二</sub>」という一文をのぞくと、田中氏もいうように大加耶と新羅との婚姻同盟の成立から破綻までの話であり、倭国とは直接関係のない内容である。しかも阿利斯等や加羅の己富利知伽といった加羅側の人物が登場するし、刀伽・古跛・布那牟羅という半島の地名もみられることなどをふまえると、C<sup>1</sup>・C<sup>2</sup>とは明らかに異質であるいわざるをえない。とすれば、C<sup>3</sup>に関しては岩波古典文学大系『日本書紀』下三九頁注一九がいうように加羅側の史料を用いたとみてよいであろうが、C<sup>1</sup>・C<sup>2</sup>は日本側の史料によつた記事とみるべきであろう。そうするとC<sup>3</sup>の「由是……生<sub>三</sub>怨日本<sub>二</sub>」という一文は、かつて池内宏氏が考え

たように、その二つの異質な記事を連結するために「書紀」編者が勝手に挿入した文とみるのが妥当と思われる。

C<sub>3</sub>の加羅と新羅の通婚に関しては『三国史記』に対応する記事があり、さらに武田幸男氏によって明らかにされたように、法興王七年（五二〇）に制定されたばかりの新羅の公服制を前提にした話になっており、歴史的事実にもとづいた記事であることが確認されている。

C<sub>1</sub>・C<sub>2</sub>がC<sub>3</sub>とは史料系統が異なるとなると、その信憑性は別に検討されなければならない。そこで手がかりとなるのはC<sub>1</sub>の穗積押山とC<sub>2</sub>の物部伊勢連父根という二人の人物である。従来、C<sub>1</sub>・C<sub>2</sub>がB群の記事と同時重出とみられてきたのは、この二人と同一人と思われる人物がB群の記事にみえるということが大きな根拠とされてきた。すなわち、穗積押山についてはすでにふれたが、物部伊勢連父根がB<sub>5</sub>で引用された『百濟本記』の「物部至至連」と同一人物とみられることは多くの先学が指摘している。しかし、田中氏が明らかにしたようにB・C群の史料が同時重出ではないということになると、この点に関しても改めて検討をおこなう必要が生じる。

まずB<sub>1</sub>の「委意斯移麻岐弥」は、『書紀』の編者の比定どおり、日本側の所伝の穗積押山であるとみてさしつかえないと考えられる。それは、「オシヤマ」という名前が両者一致するのみならず、倭・百濟間の外交において穗積押山が演じている特異な役割が両系統の史料の間で符合するということがあるからである。すなわち国内史料のC<sub>1</sub>で、穗積押山は多沙津に関する百濟王の要請を倭王に取り次いだとされるが、同じ国内史料のA<sub>1</sub>(b)でも、押山は「四県」は百濟の要請にしたがって譲った方が得策だと口ぞえしたとされている。一方、『百濟本記』によったとみられるB<sub>1</sub>においても、押山は百濟使の来倭に同道して帰国しているが、これも百濟の己汶確保についての協力要請を倭国に

取り次ぐことが目的であったとみられる。このように彼我いずれの系統の史料においても、押山は百済側の要請を倭国に取り次ぎ、その実現に努力しているとみられるのである。異系統の史料の記述がここまで一致するのであるから、『書紀』の比定の正しさはもはや動かしたいといつてよい。一方の「物部至至連」と「物部伊勢連父根」も、「物部」とチチが一致するのみならず、B群の記事でもC<sup>2</sup>でも、物部連は倭王権の決定事項を百済・加羅（伴皝）へ伝える役割で半島に派遣されている点でも一致しており、こちらも同一人物とみて不都合な点はないと思われる。

この二人の人物が彼我両系統の史料に登場し、当時の倭と百済・大加耶との外交関係において、それぞれ特色のある役割をはたしていることが史料的に確かめられたということは、この時期の日朝関係を考察するうえできわめて重要な意味をもつてこよう。これまで『百済本記』などの百済系史料、さらにはC<sup>3</sup>のような加耶系史料によつたとと思われる記事に関しては信憑性を高くみるが、A<sub>1</sub>やC<sub>1</sub>・C<sub>2</sub>などの日本側の史料によつたとと思われる記事は、露骨な日本本位の記述がみられることもあつて、記事全体を『日本書紀』編者による述作とみなす傾向がきわめてつよかつた。しかし日本本位の記述は、信憑性が高いとされる百済系史料にも等しくみられるものであるから、このことを根拠に記事の史料的价值を全面的に否定するのは、明らかに行き過ぎである。如上の検討で、国内史料にも百済系史料と符合する点が少なからずあることが確認できたのであるから、少なくともそれらのものについては一定の事実を伝えていと評価しなおす必要がある。

ただし、これもすでに指摘があるように、C群の記事に関しては『書紀』の繫年には問題がある。これらは、百済による多沙津領有のいきさつから加羅・新羅の間の婚姻同盟の成立、そして破綻までの数年ないし一〇数年にわ

たるできごとを一括して継体紀二十三年（五二九）条にかけたものなのである。田中氏は、五二九年を婚姻同盟破綻の年にあたるとみている。婚姻同盟の成立は、『三国史記』にあるように、五二二年のことであるから、同盟成立の契機となった百済による多沙津領有はそれ以前のこととみるのが田中氏の見解である。しかしながら、本稿で考察したように、C<sub>1</sub>・C<sub>2</sub>とC<sub>3</sub>が史料的に別系統の記事ということになると、百済による多沙津の領有問題と加羅・新羅間の婚姻同盟の成立との間に因果関係があるのかどうかには、改めて検討の要が生じよう。そこで改めて考えてみると、百済の加耶侵略に反発した大加耶が新羅に接近していくというのは自然な流れであるから、両者の間に因果関係をみとめる田中氏の見解は、結論的に妥当とみてよいであろう。

さて、以上の検討をふまえて、C群の記事によつて百済の多沙津進出に倭国がどう関わったかをみておきたい。百済王から、穗積押山を通して蟾津江河口の多沙津の確保について倭国へ協力要請があると(C<sub>1</sub>)、倭国ではそれを受けて物部伊勢連父根・吉士老らを多沙津に派遣し、己汶の場合と同じように、大加耶側に百済の多沙津領有を支持するという倭国の方針を伝えた(C<sub>2</sub>)——以上の点は、事実と認めてよいと思われる。おそらくこの宣告の際に、B<sub>6</sub>の場合と同様に、物部伊勢父根らは一定の兵力を率いて渡海し、武力を背景とした百済支持の姿勢を大加耶に示したであろう。そして当然のことながら、このあと百済と大加耶、ないしは田中氏という大加耶連盟諸国との間で激しい戦闘があつたと思われる。倭国軍もまた、B<sub>7</sub>のときのように大加耶側の軍勢と戦火を交えることもあつたかもしれない。そうして、五二二年までには百済による多沙津の領有が実現するのである。

以上、己汶・带沙紛争を中心に穗積押山関係史料の検討をおこない、それを通してこの紛争と倭国との関わりを

みてきた。その結果、この百済の南進策にもなつて起こつた百済と大加耶との紛争に、倭国は百済からの要請にもとづいて一定の関与をおこなつたことが明らかになつたと考へる。もちろんそれは、朝鮮諸國を倭國の蕃國視し、半島南部一帯の支配權は、本来、倭王に帰屬していたとする『書紀』の立場を承認することではない。

具体的にいえば、『百済本記』にもとづくB群の史料からは、百済の己汶進出の際に、倭國が百済の要請を受けて、倭國に滞在中の斯羅・安羅・伴跋の使臣らに対して、倭國の武力を背景とした百済支持の表明や關係諸國の説得などの外交活動をおこない、それに対して伴跋がそのような倭國の外交方針の変更を求めて倭國に使節を派遣してきたことなどが確認できた。これは、百済による己汶確保に際して、倭國が本来の所有者である百済に己汶の領有權を返還してあげたと『書紀』が描くことは明らかに虚構であるが、百済の要請を受けて倭國が一定の外交活動をおこない、伴跋もまた倭國へ外交的な働きかけをおこなつたことなどは事実と認定されるということである。このことをふまえれば、国内史料にもとづくC<sub>1</sub>・C<sub>2</sub>に記された多沙津をめぐる紛争においても、百済の要請を受けた倭國が同様の外交活動をおこなつたとみることは、決して無理ではないと考へる。

#### 四 繼體朝の外交政策における「任那四國割讓」の意義

以上、ながながと「任那四國割讓」およびそれにつづく己汶・帶沙紛争關係の『書紀』の記事の検討をおこなつ

てきた。その結果、いずれの場合も、百済から倭国に協力要請があり、それを受けて倭国が一定の関与をおこなったことが明らかになったと思われる。また「任那四県割讓」に関しては、このときの穗積押山・大伴金村らが中心となって推進した百済の要請の受諾を失政とする評価が当時すでにあり、支配層の一部に反発・抵抗を惹起したことも事実であつたとみてよいということも指摘した。さらに史料そのものに関するものとして、近年、『百済本記』などの朝鮮系の史料にもとづく記事とくらべてその信憑性がうすいとみなされ、史実の復原に用いられることがほとんどなくなつた国内史料にもとづく記事も、『百済本記』によつたとみられる記事との比較や、異系統の国内史料の相互対照などをおこなつて検討した結果、少なくとも一部には事実にもとづいた記述を含んでいるとみてよいことが明らかになつたと思われる。

そうすると、いわゆる「任那四県割讓」に関して、さしあたって残された課題としては、なぜ「任那四県割讓」に關してのみ、当時の倭王権内部において失政と受け取られたのかということ、さらにそのことも関連するが、最大の問題として「任那四県割讓」における倭国の百済に対する協力内容が具体的にはどのようなものであつたのか、という二点をあげることができると思われる。

さてまず、「任那四県割讓」が、当時の支配層の人びとに失政と受け取られたのはなぜかということであるが、これは、このとき百済側の要請を倭王権が受諾したことが、何らかの意味でそれまでの半島政策を転換するもので、そのことが支配層の一部分にはにわかに受け入れがたいものであつたことを示しているのではないかと考える。一方、己汶・帶沙紛争に關する記事にこの種の話が伝えられていないのは、このときの倭国の百済への協力が、「任那

四県割讓」の際に決定された既定の外交方針にもとづく政策であつたので、それほど抵抗を生まなかつたと解せば、整合的に理解できると思われる。

「任那四県割讓」が、当時の倭国・百済間の外交関係で画期となるべきことであつたとすると、それは具体的にどのような政策転換であつたのであろうか。この問題が解明できれば、さきに二番目の課題としてあげた「任那四県割讓」における百済に対する倭国の協力内容についても自ずと明らかになるはずである。しかしそれは、決して容易なことではない。というのは「書紀」の記事のこの部分が、「書紀」編纂当時の国家の支配理念によつて、半島南部地域の支配権は倭王に帰属して、その特別なはからいで百済に讓与されたという内容に改変されてしまつてゐるので、事実の復原がきわめてむずかしいからである。したがつてAの「任那四県割讓」の記事から、直接、このときの倭国の外交政策の転換内容を導き出すことは断念せざるをえない。そこでここでは、「任那四県割讓」前後の倭国の外交政策の推移をたどることによつて、間接的に「任那四県割讓」の真相にせまつていくことにしたい。

その際に念頭におくべきことは、古代の日朝関係、わけても六世紀の倭・百済の外交関係は、百済側が文化・技術、あるいはそれらの担い手である人物の供与を中心とするのに対して、倭国が救軍などの軍事・外交的な援助を行うという、基本的に対等で双務的な関係であつたということである。そうすると、もし「任那四県割讓」が倭国の対百済外交を画するできごとであつたとすれば、必ずや百済の対倭外交においてもこの前後に大きな変化がみられたはずである。以下、この点の検証から「任那四県割讓」の意義にせまつてみたい。

継体朝にはじまる倭・百済間の新しい外交政策としては、まず百済からの諸博士上番が注目される。これは、平

野邦雄氏が明らかにしたように、最新の梁文化の供与をのぞむ倭国に対して、百済が援助・救軍と引き替えに梁人の博士を交替で上番させたもので、欽明朝まで継続される。なお百済からの南朝系工人の来倭は、六世紀末まで断続的にみられる。<sup>(1)</sup> 既述のように、上番の最初のもものが、継体紀七年(五一三)六月条(B<sub>1</sub>)の五経博士段楊爾である。

継体・欽明朝の諸博士上番は、平野氏のいうように、一連のものともみてよいと思われるが、これを詳細にみると、継体朝と欽明朝ではやや性格を異にするように見受けられる。継体朝の諸博士上番記事は、既掲のB<sub>1</sub>とB<sub>2</sub>である。それにつづく欽明朝の關係記事をつぎに掲げる。

D<sub>1</sub> 欽明紀八年(五四七)四月条

百済遣<sub>二</sub>前部德率真慕宣文・奈率歌麻等<sub>一</sub>、乞<sub>二</sub>救軍<sub>一</sub>。仍貢<sub>二</sub>下部東城子言<sub>一</sub>、代<sub>二</sub>德率汶休麻那<sub>一</sub>。

D<sub>2</sub> 欽明紀十四年(五五三)六月条

遣<sub>二</sub>内臣<sub>一</sub>、<sup>(1)</sup>使<sub>二</sub>於百済<sub>一</sub>。仍賜<sub>二</sub>良馬二匹・同船二隻・弓五十張・箭五十具<sub>一</sub>。勅云、所<sub>レ</sub>請軍者、隨<sub>二</sub>王所<sub>レ</sub>須。別勅、医博士・易博士・曆博士等、宜<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>番上下<sub>一</sub>。今上件色人正<sub>レ</sub>相当<sub>二</sub>相代年月<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>還使<sub>一</sub>相代<sub>上</sub>。又卜書・曆本・種々藥物可<sub>レ</sub>付送<sub>一</sub>。

D<sub>3</sub> 欽明紀十五年(五五四)二月条

百済遣<sub>二</sub>下部杆率將軍三貴・上部奈率物部烏等<sub>一</sub>、乞<sub>二</sub>救兵<sub>一</sub>。仍貢<sub>二</sub>德率東城子莫古<sub>一</sub>、代<sub>二</sub>前番奈率東城子言<sub>一</sub>。五経博士王柳貴代<sub>二</sub>固德馬丁安<sub>一</sub>。僧曇慧等九人代<sub>二</sub>僧道深等七人<sub>一</sub>。別奉<sub>レ</sub>勅、貢<sub>二</sub>易博士施德王道良・曆博士固德

王保孫・医博士奈率王有悛陀・採藥師施德潘量豊・固德丁有陀・樂人施德三斤・季德已麻次・季德進奴・对德進陀<sup>一</sup>。皆依<sup>レ</sup>請代之。

欽明朝のD<sub>1</sub>—D<sub>3</sub>では、諸博士の上番(ただしD<sub>1</sub>は質のみの上番)は救軍要請と引き替であることが明らかであり、かつD<sub>1</sub>・D<sub>3</sub>は救軍派遣の保証と思われる質の上番がみられる。それに対して、継体朝のB<sub>1</sub>・B<sub>9</sub>においては質の上番はみられないし、百済の要請が救軍であつたとは記されていない。B<sub>6</sub>で物部連が舟師五〇〇人を率いて渡海しているので、倭国から軍隊も派遣されたことは否定できないが、百済側の要請は欽明朝とはやや異なつていて、救軍を中心としたものではなく、百済の南進策へ倭国が軍事・外交的に幅広く協力することだつたと考えられる。これは継体朝においては、百済の重要な政治課題が南進策、具体的には全南地域(「任那四県」)、さらには加耶西部の蟾津江流域(「己汶・帶沙」)の確保にあつたのに対し、欽明朝、とくに欽明八年(五四七)以降は高句麗、ついで新羅との戦鬪が激化して軍事的に窮地におちいるということがあり、百済をとりまく情勢が急変するためである。それともなつて百済の対倭外交も、それまでの外交折衝中心から乞師中心へと大きく転換する<sup>(註)</sup>。

このような倭・百済間の外交の推移からみても、諸博士交替上番制は、百済が推進しようとしていた南進策への倭の幅広い協力に対する見返りという意味をもつてははじめられたと考えられる。しかも諸博士交替上番制が、第二節で検討したように、継体六年(五一二)四月の穗積押山の百済への派遣(A<sub>2</sub>)に端を発するものであつたとすると、これは倭国の側からの働きかけによつて創始されたことになる。四七八年の倭王武の南朝宋への遣使を最後に中国王朝との通交を絶つていた倭王権にとつて、最新の中国文化の入手は緊要な外交課題となつていたのである。そ

うであれば、この倭国の要請に対する見返りとしての百済の要求も、それ相応の重要性をもつものであったと考えなければならぬ。それが、百済の南進策に対する倭国の全面協力ということであり、このことが倭国にとつては対百済外交の転換を意味したとみることができよう。

この新しい倭・百済関係の樹立にあたって重要な役割をはたしたのが穂積押山であつた。穂積押山は、「四県割讓」をはじめ、百済の己汶、さらには帶沙への進出に際して、いずれも百済の要請を倭国に取り次いでいる。それも「四県割讓」の場合から見ると、倭国が百済の要望を受け入れるよう積極的に働きかけるのが押山の役割であつたようである。押山はなぜ倭人でありながら、百済側になつた活動をおこなつたのであろうか。

じつは、継体朝に穂積押山に類似した外交活動をしている倭人がもう一人いる。斯那奴阿比多である。継体十年（五一六）九月、百済は灼莫古將軍と「日本斯那奴阿比多」を高麗使安定らにともなわせて倭に派遣して、倭と高句麗の修好の仲立ちをさせている（継体紀同年九月戊寅条）。欽明紀では「斯那奴次酒」（五年二月条）が「科野次酒」（十四年正月乙亥条）とも記されているので、斯那奴<sub>1</sub>科野である。また「斯那奴」は百済式の用字であらうから、この記事は「百済本記」によつたとみてよいが、「書紀」本文に「日本斯那奴阿比多」とあるのは、B<sub>1</sub>の「百済本記云、委意斯移麻岐弥」という注を参考にすると、「百済本記」では「委斯那奴阿比多」と記されていたのであろう。この斯那奴阿比多是、穂積押山の立場を理解するうえできわめて示唆的である。

斯那奴阿比多是、倭人でありながら百済使に同行して倭国にきているという点で穂積押山の外交活動に類似している。百済が高句麗と倭国の修好の斡旋をしたのは、このころはちょうど百済・高句麗の関係が一時的に好転して

いた時期にあたっていたようで、倭国にそうした百済の対高句麗政策と共同歩調をとらせようとしたものではなかつたかと思われる。したがって斯那奴阿比多が同行したのも、このような百済の外交戦略を倭国に受け入れさせるという役割を期待されたことであろう。

繼体朝の倭・百済外交における穗積押山・斯那奴阿比多らの特異な倭人の外交官の役割を引き継いだと思われるのが、欽明朝のいわゆる倭系百済官僚である。この倭系百済官僚に関しては笠井倭人氏のすぐれた研究があるので、詳細はそれにゆずるが、紀臣奈率弥麻沙・物部連奈率用歌多・施德斯那奴次酒・許勢奈率歌麻など、倭人の姓をもちながら百済の官位を帯びた人びとのことで、欽明紀二年（五四一）から同紀十五年（五五四）にかけて、百済の外交使節の一員として百済官僚とともにたびたび来倭した人びとである。かれらは欽明朝の倭・百済外交において、百済側の立場に立つて倭国との外交折衝や救軍の要請などにあたり、重要な役割をはたしたと考えられる。

欽明紀二年七月条の紀臣奈率弥麻沙の箇所には「紀臣奈率者蓋是紀臣娶韓婦所生。因留百済、為奈率者也。未詳其父」という注が付されている。「蓋」とあるので『書紀』の編者の解釈であろうが、これによれば、紀臣奈率弥麻沙は倭人紀臣某と「韓婦」（朝鮮半島の女性）と間に生まれた、いわゆる「韓子」と解されている。おそらくその通りであろう。そうすると倭系百済官僚が出現する前提として、半島に渡って現地の女性と結婚し、半島に居を移した倭人が一定数いたことになる。ただしかれらが半島に渡った時期や、留まることになつた事情は不明である。

このように繼体朝の穗積押山や斯那奴阿比多は、欽明朝に活躍する倭系百済官僚と同様の役割をはたしており、そ

の先駆的存在であつたとみてよいと思われる。すなわち、欽明朝の倭系百済官僚には前史があつたことになるが、継体朝の二人は『百済本記』やそれにもとづいた『書紀』では倭人とされていて、百済の官僚であつた形跡はない。この点をどのように考えるべきであろうか。

もしかれらが列島に居住していた通常の倭人であつたとすると、なぜ百済の使節とともに来倭し、百済側にたつた行動をしたかが理解しにくい。とくに斯那奴阿比多の場合は、百済使に同道して倭国に来たことが史料にみえるのみで、それ以前に倭国から百済に派遣されたことが確認できない。しかも欽明朝の倭系百済官僚のなかに、斯那奴(科野)次酒・科野新羅というかれの同族とみられる人物が複数いることなどを勘案すると、斯那奴阿比多の一族はすでに本拠を半島に移していたとみた方がよいと思われる。かれ自身韓子である可能性も考えられる。いずれにしても継体十年の時点ですでに半島のどこかに居住しており、百済王権とも何らかのつながりがあつたところから百済使に加えられたが、まだ百済の官僚に登用されていなかったもので、『百済本記』では倭人扱いされたのである。

穂積押山の場合は、倭国から百済への派遣記事があるので、その点、斯那奴阿比多と異なるが、本拠を半島におきながら日ごろから列島と半島との間を往来していたという可能性も考えられよう。そこで一節の末尾で検討を加えた、穂積押山に付された「(下)哆唎国守」という肩書きについて、あらためてとりあげてみたい。一節では、「哆唎国守」という表記自体は『書紀』編者のものであるとみられるが、原史料にすでにそのもとなる肩書きが付されていたと考えた。その場合むずかしいのが、「哆唎」という地名表記を百済系史料によるものとみるかぎり、日本

側の原史料には、たとえば「任那」などの別の地名が記されていたと考えざるをえないことである。ここでは、原史料には何らかの半島の地名が記されていたと想定するにとどめておきたい。また「国守」に相当する何らかの語句も原史料にすでにあつたとみられるが、国守＝ミコトモチということからすると「宰」とあつた可能性が考えられる。以上の検討によれば、穂積押山は日本側の原史料では、半島につかわされた使臣、それも百済や加耶ではなく、「書紀」編者が「任那四県」の一部と解したような地域への使臣とされていたと考えることができる。

穂積押山の倭・百済外交における特異な活動、継体紀の国内系統の記事でかれに付された「哆唎国守」という官職名、さらにはすでに本拠を半島に移していたと思われる斯那奴（科野）氏の存在などを考えると、押山もまた半島に本拠を移しながら倭王権ともつながりをもっていた人物とみるのがもつとも蓋然性が高い想定ではないかと思われる。

このように、継体朝の倭・百済外交で特色ある活動をおこなった穂積押山や斯那奴阿比多は、いずれも欽明朝の著名な倭系百済官僚の先駆的な存在であつたとみられるのであるが、それでは、なぜ欽明朝になると百済王権の臣下となつた倭系人が一斉に登場し、それまで半島とつながりのある倭（系）人が倭・百済外交ではたしていた役割を引き継ぐということが起こるのであるのか。

筆者は、これこそこの時期に百済が全南地域を領域支配に組み込んだことの表れであろうと考える。継体朝に倭・百済外交をとりもつた倭人外交官にかわつて倭系百済官僚が欽明朝初年に突如として登場するのは、半島に居住していた多くの倭系人が、これに近い時期にいつせいに百済王権の官僚として登用され、やがて外交官として来倭す

ることになったという事態を想定すると、整合的に理解が可能である。そうすると、この時期に百済の支配下に組み込まれるのは、「任那四県」などの柴山江流域から己汶・帶沙などの蟾津江流域にかけての地域であるから、かれらの多くもこの地域に居住していたということになってこよう。すなわち、倭系百済官僚の多くはもともと全南地域に定着していた倭系人で、倭国とつながりをもちながらこの地域で交易などに従事していたが、五一二年ごろから本格化する百済による全南地域の領域的支配の進行にともなって官人化されていき、欽明朝初年の五四〇年代初頭までには倭系人から多くの百済官僚が生まれたと考えると、継体朝の倭人穂積押山・斯那奴阿比多と欽明朝の倭系百済官僚の活動が連続的に理解できるのである。

近年の日韓両国における考古学的研究の進展によって、柴山江流域の勢力は、百済や加耶に加えて、倭国とも活発な交流をおこなっていたことが解明されつつある。ところが、百済の南下政策によって六世紀中葉ころまでにその領域支配下に取り込まれると、柴山江流域勢力の自律的な活動は停止してしまい、百済中央の文物が急激に流入してくるといふ劇的な変化が起こるのである。そうすると柴山江流域と倭国との活発な交流をささえていたものは、基本的には柴山江流域勢力の自律的活動であったということにならう。

倭国と柴山江流域勢力との交流を考古学的に示すものとしては、まず須恵器があげられる。五世紀初頭前後の初期の須恵器は、基本的に加耶系の陶質土器の系譜を引くもので、西日本を中心とする各地の窯で多元的に生産が開始されたとみられるのに対し、陶器窯跡群で一元的生産がはじまるつぎの段階（TK七三・TK二一六形式―五世紀前半）の須恵器は柴山江流域の陶質土器の技術移転によっているとみる見解<sup>16</sup>が提示されている。ついで五世紀

後半から六世紀前半の時期では、柴山江流域においては、須恵器（系土器）<sup>(47)</sup>・鏡・甲冑・ゴホウラ製貝釧などの倭系遺物の存在に加えて前方後円墳・円筒形土器・石見型木製品、さらに九州とつながりがあるとみられる鈴泉里式横穴式石室などがみられ、一方、日本列島側でも、同じ時期の北部九州から有明海沿岸地域にかけての古墳の副葬品には柴山江流域や百済とのかわりを示す文物の存在が指摘されており、この時期には、とくに柴山江流域と列島、それも九州地域との交流が密になることが知られている。<sup>(48)</sup>「北部九州の諸勢力が集団的に移住し」たことを想定する見解もある。<sup>(49)</sup>本稿では、前方後円墳の被葬者問題に立ち入るつもりはないが、五世紀〜六世紀前半の柴山江流域と倭国との間に活発な交流があり、一定数の倭人が柴山江流域に定着したということは、文献史料的にも、考古学的にも、十分に想定が可能であると思われる。ところが六世紀中葉を境にして、柴山江流域と倭国との交流を示す倭系遺物はいつせいに姿を消し、前方後円墳も築造されなくなるのである。

このように百済による全南地域の領域支配体制への取り込みは、柴山江流域勢力の自律的な活動を大きく規制することになり、そのことが柴山江流域と倭国との交流にも大きな影響をおよぼすことになっていった。そのような大きな歴史の流れのなかで、柴山江流域に居住していた少なからぬ倭系人が百済王権と君臣関係を結び、百済の官僚としての道を歩みはじめるのである。第一節において、筆者は「四県割讓」に関してのみ失政とする伝承が複数伝えられていることに注目し、それは「四県割讓」が、当時の倭王権にとって己汶・帶沙紛争とは質的に異なるできごととして受け取られ、王権内部に少なからぬ反響を巻き起こした事件であったことを示すと考えた。本節の検討によって、その理由の一端が明らかになったと思われる。それは、継体六年のいわゆる「任那四県割讓」とは、百

済の南進策の推進を承諾し、外交的に協力するということを倭王権として決定するという意味をもっていたが、それが従前の倭王権と半島との関係、就中、柴山江流域の勢力とその地域に定着していた倭系人との関係に少なからぬ影響をおよぼすことが予想されたために、王権内部で賛否両論が巻き起こったのであろうと考える。A<sub>1</sub>(c)の物部鹿鹿火が宣勅使を辞退した話や、A<sub>1</sub>(d)の勾大兄皇子の宣勅を撤回しようとした話は、そのような事実を反映した説話とみられよう。また「四県割讓」についてのみ、王権内で反発・動揺があつたことを伝えているのは、これが百済の南進策に対する最初の倭王権の方針の決定であつたということだけではなく、蟾津江流域にくらべて柴山江流域の方が倭国との関係が密接で、影響するところが大きいとみられたこともあつたのではないかと思われる。

おわりに

以上、本稿では欽明紀六年十二月条のいわゆる「任那四県割讓」の記事とそれに関連する史料群の検討をおこなつた。その結果、いわゆる「任那四県割讓」は、『書紀』が記すとく、このときまで倭国に帰属していた「四県」を百済に譲つたとみることとはもちろんできないが、このとき百済使が来倭して、「四県」に関する何らかの協力要請が倭国にあり、倭国がそれを受諾したということは事実と認められ、この倭国の決断が王権内部に賛否両論を巻き起こしたことも実際にあつたと考えた。

百済の倭国に対する協力要請の具体的内容をつまびらかにすることはむずかしいが、基本的にはこの時期に創始される百済からの諸博士上番制の見返りとして、百済が全南地域を支配領域に組み込み、一元的に支配することを承認し、協力するということであつたとみてよい。最大の問題は、このような倭王権の決定がなぜ王権内部で賛否両論を巻き起こすことになつたのか、ということである。それは、当時、梁山江流域には独自の壘棺墓を営んできたような独立した勢力が存在しており、かれらの自律的な活動に付随して、この地域には、倭人、およびその子孫である倭系人が一定数居住し、百済―梁山江流域―倭国をむすぶ交易活動などに従事していた。梁山江流域は、そういう意味で倭国と密接な関連のある地域であつたが、この地域が百済の領域に組み込まれることによつて、在地勢力やそれと結びついた倭系人の自律的活動が大きな制約をこうむることが懸念されたためではなかつたかと考えた。実際にも、このあと全南地域には百済中央の文物が流入してきて、長年にわたつて培われてきた地域性は急速に消滅していく。またそうした流れのなかで、倭系人も百済官僚となる道を選び、欽明朝の倭・百済外交で重要な役割をはたす人物が少なからず生まれるのである。おそらく、彼らが従事していたと思われる列島と梁山江流域を結ぶ交易のあり方も大きく変わつていつたであらう。

本稿では、全南地域の前方後円墳の被葬者問題にはあえてふれなかつたが、その有力な学説の一つである被葬者を倭系百済官僚とみる説に関して、簡単にふれておきたい。

百済は五一〇年代以降、全南地域を支配領域下に組み込む政策を本格的に推進していつたが、それがほぼ完了するのは、五三八年の熊津から泗泚への遷都を契機に「方郡城制」が施行されて、全南地域がこの制度のもとに編成

されたときと考<sup>(51)</sup>えるのが妥当であろう。倭系百済官僚の初見が、既述のように、欽明二年(五四一)のことなので、全南地域の倭系人が百済の官僚組織に編成されるのも同じころとみてよいと思われる。そうなると、全南地域の前方後円墳の被葬者を倭系百済官僚とみるのは、年代的に齟齬をきたすことになる。百済の全南地域への進出は、おそくとも五世紀末ごろにははじまっていたことが指摘されている。<sup>(52)</sup>五一〇年代以降、倭王権の協力もえて、その政策がいつそう本格的に進められ、五四〇年ごろに完了するとみることができるとすると、全南地域に定着していた倭系人は、かなりはやい段階から、交易などを通して百済王権ともつながりをもつようになったことは十分に考えられる。そこで、かりに被葬者を百済とつながりのある倭系人とみるのであれば、倭系百済官僚そのものとみるよりは、その前段階の百済との関係をつよめつつあった倭系人とみる方がより妥当性があると考えられる。

本稿での検討の結果、六世紀中葉に出現する倭系百済官僚は、柴山江流域と倭国とのかかわりを考えるうえできわめて重要な存在であることが明らかになったと思われる。さしあたっては、かれらを含む倭系集団が柴山江流域に定着するようになった時期と契機を解明することが必要である。それに関して、四七五年の百済の都漢城の陥落と錦江流域の熊津への南遷が重要な契機になることは、容易に推察されることであるが、その場合も、大きく二つの考え方が可能となろう。一つは、倭王権が百済王権の再編成にふかくかかわったという『書紀』の記述を基本的に承認して、倭と百済との緊密な同盟関係の樹立というなかで多数の倭人の半島への移住があったとみる考<sup>(53)</sup>えであり、もう一つは、百済の南遷が契機となって百済―柴山江流域―倭国という交流がつよまり、倭人集団の柴山江流域への移住が触発されたという方向で理解しようとする考<sup>(54)</sup>えである。この問題については今後の課題としたい。

注

- (1) 末松保和「任那興亡史」大八洲出版、一九四九年。引用は「末松保和朝鮮史著作集四 古代の日本と朝鮮」(吉川弘文館、一九九六年)八三頁。
- (2) 石母田正「日本史概説」I(岩波書店、一九五五年)。引用は「石母田正著作集一二 古代・中世の歴史」(岩波書店、一九九〇年)四一頁。
- (3) 田中俊明「大加耶連盟の興亡と「任那」加耶琴だけが残った」(吉川弘文館、一九九二年)一二五頁以下。
- (4) 田中俊明「韓国の前方後円形古墳の被葬者・造墓集団に対する私見」(朝鮮学会編「前方後円墳と古代日朝関係」同成社、二〇〇二年)。
- (5) 朝鮮半島における前方後円墳の存在の指摘とその後に起こった存否論争、さらに前方後円墳として認定されるにいたる経緯については、小田富士雄「韓国の前方後円形墳—研究史的展望と課題—」(福岡大学人文論叢「二八一—四、一九九七年」)に詳しい。韓国の前方後円墳に関する近年の主要な日本語の文献としては、岡内三真編「韓国の前方後円形墳」(雄山閣、一九九六年)、土生田純之「日韓前方後円墳の比較検討—石室の構造と葬送儀礼を中心として—」(専修考古学「八、二〇〇〇年」、朝鮮学会編「前方後円墳と古代日朝関係」(同成社、二〇〇二年。本書は二〇〇〇年一〇月に開催されたシンポジウムの記録で、「朝鮮学報」二七九・一八〇(二〇〇一年)に掲載したもの)の再録)、朴天秀「榮山江流域における前方後円墳の被葬者の出自とその性格」(考古学研究「四九—二、二〇〇二年」、朴淳發「榮山江流域の前方後円墳と埴輪」(同氏著、木下亘・山本孝文訳「百済国家形成過程の研究—漢城百済の考古学—」六一書房、二〇〇三年)などがある。なお本稿においては、韓国文献は、筆者の能力の問題から、参照することができなかった。この点は将来に期したい。
- (6) 吉井秀夫「榮山江流域の三国時代墓制とその解釈をめぐって」(「朝鮮史研究会論文集」三九、二〇〇一年)、東潮「倭と榮山江流域—倭韓の前方後円墳をめぐって—」(前掲注(4)書所収)など。
- (7) 田中氏、前掲注(4)論文。
- (8) 李鎔賢「梁職貢図」百済国使条の「旁小国」(「朝鮮史研究会論文集」三七、一九九九年)、吳吉煥「百済熊津時代の領域支配体いわゆる「任那四県割讓」の再検討

いわゆる「任那四県割讓」の再検討

七〇

- (9) 制について―「二檐魯」と「地名王・侯」を中心に―(『朝鮮学報』一八九輯、二〇〇三年)。  
吉井氏、前掲注(6)論文。
- (10) 前方後円墳にともなうことが知られている鈴泉里式(月松里型)横穴式石室は北部九州の横穴式石室の影響を受けているという指摘がされているが(土生田氏、前掲注(5)論文)、在地の方台形の古墳である伏岩里三号墳ではそれと同タイプの石室が墳丘内に構築され、しかもそのなかに四基の甕棺が埋葬されていた。また日本の円筒形埴輪に相当する円筒形土製品が在地型の古墳である新村里九号墳の墳丘上に立て並べられているということも判明している。
- (11) 吉井秀夫氏の、「栄山江流域の前方後円形墳をめぐる諸問題には、倭との関係だけではなく、周辺諸地域との関係が複雑にからみあっている。また、文献記録がほとんど残されていない栄山江流域の在地集団をどのように評価するのか、という問題にも関わっている。そうした意味で、栄山江流域の前方後円形墳をどのように理解するかは、朝鮮半島・日本列島をフィールドとする考古学・古代史研究者にとって、その研究の真価が問われる試金石的な存在といえよう」(『朝鮮の墳墓と日本の古墳文化』(倭国と東アジア)『日本の時代史2』吉川弘文館、二〇〇二年)という評言は、この問題の核心をついていると思われる。
- (12) 田中氏、前掲注(4)論文。
- (13) 山尾幸久「五、六世紀の日朝関係―韓国の前方後円墳の一解釈―」(前掲注(5))『前方後円墳と古代日朝関係』。
- (14) 池内宏「日本上代史の一研究」(中央公論美術出版、一九七〇年。初版は一九四七年)一四一頁。
- (15) 坂本太郎「継体紀の史料批判」(『坂本太郎著作集』二、吉川弘文館、一九八八年。初出は一九六一一年)。
- (16) 三品彰英「日本書紀朝鮮関係記事考証」下(天山舎、二〇〇二年、ただし脱稿は一九七一年)一七五頁。
- (17) 山尾幸久「古代の日朝関係」(『稿選書93』(稿書房、一九八九年)一四五頁)。
- (18) 山尾氏、前掲注(17)書九四頁以下。
- (19) 坂本氏、前掲「継体紀の史料批判」、丁仲煥(泊勝美訳)『日本書紀』に引用された百濟三書について「古代日本と朝鮮の基本問題」(学生社、一九七四年)、鈴木靖民「いわゆる任那日本府および倭問題」(『歴史学研究』四〇五、一九七四年)など。
- (20) 山尾氏、前掲注(17)書一〇三頁以下。

- (21) 己汶の地が、本来、百済の地であったとは考えられないことは、田中氏、前掲注(3)書一三二頁以下参照。
- (22) 田中氏、前掲注(4)論文。
- (23) 三品氏、前掲注(16)書一七七頁。
- (24) 今西龍「百済史研究」(國書刊行会、一九七〇年。初版は一九三四年)一四七頁。
- (25) 鮎貝房之進「雜攷 日本書紀朝鮮地名攷」(國書刊行会、一九七一年。初版は一九三七年)四二三頁以下。
- (26) 末松氏、前掲注(1)書。引用は「末松保和朝鮮史著作集四」八四頁以下。
- (27) 田中氏、前掲注(4)論文。
- (28) 李氏、前掲注(8)論文、吳氏、前掲注(8)論文。
- (29) 平野邦雄「大化前代政治過程の研究」(吉川弘文館、一九八五年)一九二頁以下。
- (30) 山尾氏、前掲注(13)論文。
- (31) 八木充「大伴金村の失脚―「官家支配」から「日本府支配」へ―」『日本書紀研究』一(塙書房、一九六四年)。なお、拙稿「蘇我氏の登場」(「古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝来」吉川弘文館、一九九九年)参照。
- (32) 三品氏、前掲注(16)書二七八頁以下。
- (33) 伴皷國が高靈の大加耶の別名と考えられることは田中氏、前掲注(3)書四一頁以下参照。
- (34) 田中氏、前掲注(3)書一三四頁。
- (35) 田中氏、前掲注(3)書一二五頁以下。
- (36) 大加耶連盟については、田中氏、前掲注(3)書参照。
- (37) 田中氏、前掲注(3)書一三四頁以下。
- (38) 池内氏、前掲注(14)書一四六頁。
- (39) 「三國史記」新羅本紀法興王九年(五二二)三月条に「加耶國王遣使請婚。王以伊滄比助夫之妹送之」とある。
- (40) 武田幸男「新羅・法興王代の律令と衣冠制」(朝鮮史研究会編「古代朝鮮と日本」龍溪書舎、一九七四年)に詳細な考察がある。

いわゆる「任那四県割讓」の再検討

- (41) 平野氏、前掲注(29)書一九五頁。
- (42) 笠井倭人「欽明朝における百済の対倭外交―特に日系百済官僚を中心として―」(『古代の日朝関係と日本書紀』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (43) 三品氏、前掲注(16)書二〇一頁以下。
- (44) 笠井氏、前掲注(41)論文。
- (45) 継体紀二十四年九月条によれば、近江毛野が派遣された安羅では倭人と「任那人」との間に子供が生まれるケースが多いとされ、韓子の例として吉備韓子那多利・斯布利がみえる。
- (46) 酒井清治「倭における須恵器生産の開始とその背景」(『駒澤大学文学部研究紀要』第六十号、二〇〇二年)。
- (47) 山本孝文氏の教示によれば、柴山江流域では少数の須恵器の搬入品に加えて、TK二三〜MT一六型式(五世紀後半〜六世紀前半)の時期に相当するとみられる須恵器に類似した土器(須恵器系土器)が多数出土しているが、近年、柴山江流域勢力の中心地である全南羅州市でその窯が発見され、在地勢力が須恵器系土器(羅州系土器ともいう)を生産していたことが判明したという。
- (48) 高久健二「韓国の倭系遺物―加耶地域出土の倭系遺物を中心に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一〇、二〇〇四年)。
- (49) 東氏、前掲注(6)論文、朴天秀氏、前掲注(4)論文など。
- (50) 東氏、前掲注(6)論文。
- (51) 呉氏、前掲注(8)論文。
- (52) 呉氏、前掲注(8)論文。
- (53) 山尾氏、前掲注(13)論文。
- (54) 東氏、前掲注(6)論文。

〔付記〕

本稿は、私立大学学術研究高度化推進事業・オープンリサーチセンター整備事業「アジア流域文化論研究プロジェクト」(研究代表者・細谷良夫)で二〇〇四年三月・七月の二回にわたっておこなった韓国の流域文化調査の成果の一部である。二回の調査で現地を案内していただいた忠南大学校百済研究所の山本孝文氏に謝意を表したい。